一般財団法人 GovTech 東京コンプライアンス行動指針

2023 年 9 月 15 日決定
2025 年 5 月 21 日改正

“信用第一” ～信用なくして、私たちは成り立たない～

私たちは、「情報技術で行政の今を変える、首都から未来を変える」をビジョンに掲げ、東京都をはじめ、区市町村、国、民間事業者や NPO など、様々なステークホルダーと交じり合いながら、首都の未来を変える「公」の仕事に携わることを自覚し、関係するすべてのステークホルダーに対して、持てる能力・スキルを最大限に発揮し、社会的な責任を果たしていかなければなりません。

社会全体に奉仕する「公」の仕事に携わるうえで、“信用”は、私たちが最も重視すべき価値観であり、法令や規則、社会道徳に反しないことはもちろんのこと、私心に捉われることなくフェアプレーに徹し、信用の貯金を一つ一つ積み重ねていくことが大切です。積み重ねた信用が、東京都や区市町村をはじめとする関係者から信頼を得ることにつながり、より効果的かつ持続的に事業活動を進めていくことが可能となります。

信用は、ちょっとした気の緩みによって一瞬にして崩れてしまい、私たちの存在意義を揺るがすのみならず、東京都への都民の信頼も失ってしまうことを常に認識して、高いコンプライアンス意識をもち、すべての役職員が以下の行動を実践していきます。

行動指針

１　「公」に携わる責任を強く認識し、高い倫理観と法令遵守の精神をもつ。

（１）　私たちは、法令や財団の規程を遵守し、公正かつ誠実に業務を行います。不正

や不適切な行為は行わず、また見過ごしません。

（２）　私たちは、公に携わる責任を自覚し、社会状況の変化を見極めながら、業務に誠実かつ創造的に取り組み、常に改善と革新を目指します。

（３）　私たちは、公共の利益を損ねるような利益相反行為は行いません。

（４）　私たちは、非公表段階の事実を無断で、取引先、出身法人、複業先、その他の関係者に提供しません。

（５）　私たちは、業務に関連する情報を適切に管理し、秘密保持義務や個人情報保護法などを遵守します。業務上知り得た情報の漏洩や不正利用は行いません。また、SNS 等での発信も含め、不特定多数への情報提供につながる行為は行いません。

（６）　私たちは、個人情報を含む重要情報の紛失や漏えい等の事故が起きれば、大きな損害となるだけでなく、信用・信頼の失墜をも招くことを常に意識します。

（７）　私たちは、人権や多様性を尊重し、差別やハラスメントなどの行為は行わず、また見過ごしません。

（８）　私たちは、コンプライアンス違反や問題が発生した場合は、速やかに上司や関係者に報告し、解決に協力します。隠蔽や逃避などの行為は行いません。

（９）　私たちは、「どのような態度や行動が求められているのか」、「どのようなことは慎まなければならないのか」を判断し、財団の信用を傷つける行為は行いません。

（10）　私たちは、職務やその地位を私利私欲のために用いません。利害関係者と接する場合は、不信や疑惑を招く行為は厳に慎みます。

（11）　私たちは、財団の職務やその地位、肩書を利用して、財団が特定の企業や政党その他の政治団体を支持・応援しているかのような言動は行いません。

2　常に、より質の高いサービスを目指す。

（1）　私たちは、「誰のために」「何のために」仕事をしているのか、業務の目的に立ち返り、「現行のやり方が最善かどうか」といった問題意識を常に持ちます。

（2）　私たちは、報告・連絡・相談を適時適切に行い、特に、悪い情報ほど迅速・正直に上司に報告し、組織内部で情報を共有し、改善につなげます。

（3）　私たちは、都民や自治体等からの意見、相談、要望等は、「より良いサービスを生み出す貴重な情報源である」ということを認識し、組織として、積極的に事業に反映させることを検討します。

3　誠実・公正を徹底する。

（1）　私たちは、情報公開に努めるとともに、その方法も「伝わるか」「データを二次利用しやすいか」など、利用者の立場に立った誠実な情報公開を心がけます。

（2）　私たちは、財団の有形・無形の資産を不当に滅失・毀損させる行為は行わず、私的な目的で財団の財産、経費を使用しません。

（3）　私たちは、特定の取引先に不当に有利又は不利な待遇、情報を与えたり、取引先に対し支払遅延等を行ったりせず、適正な契約及び取引を行います。

（4）　私たちは、自分の出身法人などの関係する法人等に都合の良い、又は、他の法人が不利益となる資料作成、説明、評価、情報提供をしません。

（5）　私たちは、特定の法人の出身者・関係者に偏った体制でプロジェクトチームを組むなど、特定の法人等に有利又は不利と疑われうる体制で、業務を行うことはしません。

（6）　私たちは、強要や贈収賄を含むあらゆる形態の不正腐敗行動は、一切行いま

せん。

（７）　私たちは、事業運営上の便宜を獲得・維持するなど不当な影響を及ぼす目的で、全てのステークホルダーに対し、いかなる利益の提供や申し出も行いません。利益とは、例えば、現金、ギフトカード、交通カード（タクシー、電車、バスなど)、商品券などの現金同等物、贈り物、食事、旅行その他の接待、寄付などが含まれます。

（８）　私たちは、社会通念を逸脱する接待・贈答行為はいかなる場合も行わず、受けず、要求しません。社会通念を逸脱するものかどうか疑わしいときは、上司等に報告・連絡・相談し、理由が明確でない接待、不必要に度重なる接待・贈答は行わず、受けません。

（９）　私たちは、反社会的勢力には一切関わらず、毅然とした対応を行います。

附　則

この行動指針は、決定の日から施行する。